

忱なり。且つ二年一貢すれば、伏して天朝洪福、地方太平、百姓安樂、五穀豊登、風雨以時を得るなり。兩年一次の貢典を欠くる無きは、固より挙国の臣民、輿情の翕然として深く願う所なり。臣敬、不揣冒昧なれども、旧典に遵依して特に耳目官毛鴻基・正義大夫鄭秉彝・都通事程允升等を遣わし、表章を齎捧して船二隻に駕し、熟硫黄一万二千六百斤・紅銅三千斤・白剛錫一千斤を装載して前来し、福建布政司に投通し、員を差わして護送して京に赴き、聖禧を伸祝せんとす。此れが為に謹みて愚誠冒死を瀝す。具疏奏請す。応に其の請う所を准すべきや否やは、臣敬、未だ敢えて擅便せず。伏して乞うらくは、叡慈もて下情を俯鑑して施行せられんことを。臣敬、惶恐待命の至りに任うる無し。謹みて具奏し聞す。

雍正六年（一七二八）十一月初十日

注*この奏本を送るむねの礼部への咨が「二六一三」、布政使司への咨が「二六一五」である。

- (1) 垂慈 いくくしむ。恩恵を施す。
- (2) 寸忱 わずかなまごころ。
- (3) 礼部の咨 「二五一七」。
- (4) 奏 校訂本は「奉」だが『表奏』は「奏」とあり訂正した。
- (5) 輿情 世論。民心。
- (6) 翕然 多くのものが一つに集まり合っさま。
- (7) 不揣 身の程を省みない。「不揣冒昧」は身の程もわきまえず無礼だとは存じますが、の意。

(8) 程允升 康熙三十三年（一六九四）一七二九。久米村系程氏八世（名護家）。名護里之子親雲上。もとの名は搏霄。程順則の四男。雍正三年に都通事に陞り、久米村長史となる。また同年『中山世譜』の繕書筆者を務めている。康熙五十七年の存留通事。雍正六年の謝恩・進貢の朝京都通事となり、翌年北京に赴く途中の山東臨清州で死去し、張家湾に埋葬された（『家譜（二）』五六〇頁）。

- (9) 愚誠冒死 「冒死」は命を顧みないこと。それほどの誠。
- (10) 擅便 勝手に処理すること。「未だ敢えて擅便せず」は、文書の末尾に用い、上司の決裁を求める際の慣用句。
- (11) 叡慈 天子の慈しみ。「叡」は天子に関する事がらに用いる尊敬語。
- (12) 惶恐待命の至り 「惶恐」は恐れ入る、恐縮する。おそれおわずとして命令をまつこと。

2-16-11

軍機処林寿図先生の声称（同治年間力）

今□往きて、同郷の各京官と拝す。凡そ軍機処林寿図先生と面見するに因り、説に拠るに、浙江省より探報せる外洋の来文に声稱すらく、啖咭喇は東洋日本並びに琉球国に往きて騷擾打仗する有り。現に、琉球、東洋の各夷と同一に哦囉嘶に往到して鎗砲武芸を学習して、思うに報復を為す、等の語を聞く。皇上、大臣に諭飭して、果たして此れ実情有るや否やを細察せしめ、其の具奏す

るを准す。答えて云く、啖咭喇の往きて東洋を擾するは、殊に知らざるに属す。琉球、哦囉嘶に往きて武芸を学習するに至りては、決して是の事無し。惟だ啖夷、琉球国に留住し、並びに咄囉、人を撥して居住すること有り。今に至るも尚お未だ徹底接回せず。

注*この文書は断簡。混人文書か。目録にはない。内容からして同治年間のもので、第三集の別集に収録されるべきものか。

(1) 軍機処 正式名は辦理軍機処。清代軍事行政上の最高機関。皇帝に直属する。雍正七年(一七二九)に臨時に設置され、ついで十年正式機関となり、一九二一年に廃止された。緊急もしくは重要な案件は軍機処が処理した。

(2) 林寿図 閩県の人。字は頴叔。道光二十五年の進士。官は同治二、七年に陝西省布政使、のちに巡撫を務める(『清代職官年表』)。

2-16-12

国王尚敬の、雍正四年の進貢使への加賞に対する謝恩の奏

(雍正六《一七二八》、十一、十)

琉球国中山王臣尚敬、謹みて奏す。

天恩に恭謝する事の為にす。

一切照するに、臣敬、海隅に僻処するも皇仁に感沐し、加うるこ

と有りて已むこと無し。頂踵を竭すと雖も未だ涓埃の報も有らず。茲に礼部(1)の咨を准けたるに開す。

知会(2)の事の為にす。

主客清吏司、案呈す。雍正四年十一月初三日、琉球国の紫巾官向得功、旨を奉じて乾清宮に於て召見せられ、琉球国中山王尚敬に、内造緞二十疋・玉方鼎一件・玉夔龍水注一件・漢玉方壺一件・玉五老双寿杯一件・玉異獸花插一件・玉荷葉盤一件・玉龍鳳方盒一件・玉螭虎双寿碗一件・玉雲喜卮一件・玉磬一架・白玻璃碗四件・藍玻璃蓋碗六件・青龍紅水七寸盤十二件・霽紅白魚七寸盤二十件・青花如意五寸盤二十件・緑地紫雲茶碗十件・青龍暗水大宮碗十二件・五彩蟠桃宮碗十四件・霽紅盤十二件・霽紅蓋碗十二件・霽藍盤十二件・紅龍高足有蓋茶碗六件・青花龍鳳蓋碗十二件・青花龍鳳蓋鍾十件・法瑯爐瓶盒一分・紫檀木盒緑端硯一方・杏木盒緑端硯一方を上賜せらる。又、琉球国の紫巾官向得功に、内造緞八疋・銀一百両を賜う。本日、乾清門外に在りて一一琉球国の紫巾官向得功に交与し、跪きて領り(3)訖れり。相い応に琉球国王に知会すれば可なるべし、等の因あり。

又、頒賞の事の為にす。

主客清吏司、案呈す。礼科の抄出なり。本部の題する前事内に開す。

議得するに、琉球国中山王尚敬、紫巾官向得功・正議大夫鄭士絢等を差わし、表を具えて謝恩し京に来たる。応に雍正二年の加